

食育・地産地消推進計画の見直しに関するアンケートについて

本計画は食育や地産地消の取り組みを支援し、推進を効果的に図るために平成30年3月に策定しました。今回、策定から5年を迎えることから、計画の見直しに向けたアンケートを実施することとしました。皆さんからいただいた意見などを考慮しながら計画の見直しを進めますので、ご協力をお願いします。

■回答受付期間 11月18日(金)まで

■回答方法 いずれかの方法で回答してください。

- ①右記の2次元コードを読み取り、回答
- ②町ホームページを経由して回答ページへ移動し、回答
- ③役場農政課窓口、各公民館、各支所、各連絡事務所に配布しているアンケート用紙へ記入、提出

町ホームページ検索キーワード

食育・地産地消推進計画

検索



問合せ／農業政策担当（内線1412）

別海町ふるさと交流館



ポイントサービスデー

11月のポイントサービスデーを次のとおり実施します。たくさんのご利用をお待ちしています。

※福祉入浴券利用の場合、ポイントは付与されません。

11月

- 火曜日は浴育デーでポイント2倍です。
※浴育デーでは、小学生以下のお子さんと一緒に来館された方がポイント付与の対象となります。
- 誕生日に入浴するとポイント10倍です。誕生日と本人が確認できる証明書などを受付で提示してください。
※誕生日が休館日の場合は翌営業日を対象とします。
- 毎月26日は風呂の日です。11月26日の風呂の日イベントは大ビールを300円、ソフトクリームを250円、ジョッキ牛乳を200円、その他メニュー全品20%引きで提供します。

問合せ／観光・交流担当（内線1622）

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
		浴育デー	ポイント2倍デー	文化の日	ポイント2倍デー	
6	7	8	9	10	11	12
	休館日	浴育デー	ポイント2倍デー		ポイント2倍デー	
13	14	15	16	17	18	19
	休館日	浴育デー	ポイント2倍デー		ポイント2倍デー	
20	21	22	23	24	25	26
	休館日	浴育デー	勤労感謝の日 ポイント2倍デー		ポイント2倍デー	風呂の日 イベント
27	28	29	30			
	休館日	浴育デー	ポイント2倍デー			

道内事業者等事業継続緊急支援金の申請期限延長について

北海道で申請を受け付けている「道内事業者等事業継続緊急支援金」について、申請期限が次のとおり延長されましたので、対象となる事業者の皆さんは期限までに申請をお願いします。

■給付要件 次の2つの要件をどちらも満たしている場合に対象となります。

①売上要件

令和3年11月から令和4年10月までのいずれかの月の売上が平成30年11月から令和2年3月までの同月比で20%以上減少

②原材料などコスト要件

令和3年11月から令和4年10月までのいずれかの月に購入した原材料などの単価が、令和2年11月から令和3年10月までのいずれかの月の単価よりも増加

■給付額 ・中小・小規模事業者 10万円
・個人事業者 5万円

■受付期限 12月23日(金)

■申請書類

役場商工観光課で配布しているほか、専用ホームページからダウンロードできます。

・専用ホームページ

<https://kinkyushien-r4-hokkaido.jp/>

■問合せ

・コールセンター TEL011-350-6711

※受付時間 平日8時45分から午後5時30分

・役場商工観光課商工・労働担当（内線1624）

町道などの除雪について

町の除雪と除雪時の注意事項について、次のとおりお知らせしますので、ご理解とご協力をお願いします。

【除雪について】 除雪作業は、雪質や天候を考慮した上で、おおむね10cm程度の積雪を目安に午前5時から開始します。夜間や吹雪などの異常気象時は、事故防止のため行いません。

除雪作業は次の順で行います。

①バス路線、医療機関や消防施設 ②各路線 ③生乳搬出路、要保護世帯や公共施設

【注意事項】

- 除雪作業中は、除雪車両から20m以上離れて、安全を確保してください。
- 路上駐車や道路への排雪は、除雪作業の妨げになりますので、控えてください。
- 作業上やむを得ず、玄関先やゴミステーション付近に雪が残る場合があります。また、空き地などへ雪を集積させていただく場合があります。

【雪捨て場について】 本町の雪捨て場は次の3カ所です。
近年は、融雪後に家庭ごみや廃タイヤなどの混入が見受けられます。マナーを守ってご利用ください。

①別海町コミュニティーセンター前の農村広場駐車場 ②上西春別保育園横

③西春別地域センターみらい館裏

問合せ／管理・維持担当（内線3111・3113・3114）

農業委員会から

農業者年金で生活の安定を考えませんか

農業者年金は農家のための公的年金制度です。
詳しくは最寄りのJAまたは、農業委員会までお問い合わせください。

【対象】

次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

- 国民年金第1号被保険者の方（国民年金保険料納付免除者を除く）
- 年間60日以上農業に従事している方
- 60歳未満の方

※年間60日以上農業に従事する、60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。

【農業者年金の特徴】

①少子高齢化に強い年金

自分が積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式・確定拠出型」の年金です。

②終身年金で80歳までの保証付き

年金は生涯支給され、加入者・受給者が80歳前に亡くなった場合は死亡一時金が遺族に支給されます。

③税制上の優遇措置

支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象です。

④保険料の額は自由に決められる

保険料は月2万円から6万7千円の範囲内で、千円単位で自由に選ぶことができます。

問合せ／総務担当（内線1812）

郷土資料館から

郷土資料館だより ふるさと講座・自然系 第2回目

「小さな冬の使者 ユキホオジロを訪ねる観察会」のお知らせ!



- 日 時 11月26日(土) 午前9時30分から午後0時30分
- 場 所 野付半島（集合・解散は野付半島ネイチャーセンター2階）
- 講 師 NPO法人野付・エコ・ネットワーク
- 申込み 電話またはFAX、Eメールにてお名前と電話番号を11月22日(火)までにご連絡ください。
- 定 員 10名
- その他 観察場所は、野付半島最後の番屋から徒歩で先端まで行ったところ。防寒着を着用ください。

11月の休館日 3日、5日、6日、14日、19日、20日、23日、28日

12月の休館日 3日、4日、12日、17日、18日、26日、29日から31日

問合せ／郷土資料館
TEL・FAX 75-0802
Eメール kyoudo@betsukai.jp